

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
950	保育所入所要件の見直し	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項、第39条 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条	子ども・子育て関連3法の本格施行時※子ども・子育て関連3法の本格施行時期は、消費税10%引き上げ時期（平成27年10月）を踏まえた上で政令で定めるとされている。	<p>〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕 保育所の「保育に欠ける」という入所要件の見直しについて、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。</p> <p>〔第14次提案等に対する対応方針（平成21年2月27日）〕 平成20年12月16日の社会保障審議会少子化対策特別部会において、第1次報告（案）を提示しており、保育の必要性の判断に関しては、専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障する方向で検討、また、人口減少地域の実情に応じた保育所の機能のあり方について、さらに検討すること等が盛り込まれているところ。 本報告書案については、平成21年の早い時期に、保育事業者等で構成する検討会での議論を経た上で、同部会でのとりまとめを目指す方向となっている。</p> <p>〔第15次提案等に対する対応方針（平成21年11月12日）〕 平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会において、第1次報告が取りまとめられ、保育の必要性の判断に関しては、専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障する方向で検討すること、また、人口減少地域の実情に応じた保育所の機能のあり方について、さらに検討すること等が盛り込まれたところ。 今後、この第1次報告に基づき、さらに詳細な検討を進めるため、少子化対策特別部会の下に保育第一専門委員会及び保育第二専門委員会を設置したところであり、これらの議論を踏まえて、必要な制度改革等を行っていく。 なお、この新たな制度体系の構築については、平成20年12月24日に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」の工程表においても、少子化対策の柱立ての中で位置づけられ、2010年代前半の実施に向け、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進めることとされている。</p> <p>〔未実現の提案に係る評価・調査委員会の意見等に関する今後の政府の対応方針（平成24年12月11日）〕 平成25年4月に設置される子ども・子育て会議の中で保育所入所要件（具体的な認定の基準等）について結論を得ることにしており、子ども・子育て関連3法の本格施行において実施することとしている。 914→950</p>	検討中	平成25年4月に設置された、子ども・子育て会議において、保育所入所要件（保育の必要性の認定基準）について議論が行われ、平成26年1月15日にとりまとめられた。 今後、とりまとめに基づき、政省令を定め、平成27年度の子ども・子育て関連3法の本格施行において実施することとしている。	厚生労働省